

議案第 88 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

三田市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 11 月 28 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市農業共済条例の一部を改正する条例

三田市農業共済条例（平成30年三田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「加入者負担共済掛金の納期限」の次に「(当該加入者負担共済掛金を第70条第1項又は第80条第1項の規定により分割して納付する場合には、その第1回の納期限)」を加える。

第12条第1項中「譲受人（農業共済資格団体）」の次に「(法第20条第2項に規定する農業共済資格団体をいう。以下同じ。)」を加え、同条第1項後段を次のように改める。

この場合において、正当な理由がある場合には、市は、承諾を拒むものとする。

第12条第3項中「住所」の次に「(譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所)」を加える。

第17条第8項及び第9項中「第110条第1項の園芸施設共済資格者」を「第110条第2項の園芸施設共済加入者」に改め、同条第10項中「園芸施設共済資格者」を「園芸施設共済加入者」に改める。

第31条の表麦の部その他の麦の項を削る。

第32条第1項中「相当する金額」の次に「(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額)」を加え、同条第2項中「乗じて得た金額」の次に「(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額)」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第35条第2項中「基準共済掛金率」を「共済掛金率」に改める。

第41条第1項第5号中「第27条第1項第2号から第5号までに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

ア 共済目的の種類

イ 第27条第1項第3号に掲げる事項

ウ 共済関係について災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済

関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

第59条第5号を次のように改める。

(5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る家畜に関する次に掲げる事項又は事実につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

ア 第50条第1項第3号に掲げる事項

イ 申込みの際現に飼養している家畜の頭数

ウ 申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けているものがあること又は疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること。

第63条に次の1項を加える。

2 市は、第51条第2号に掲げる事由が生じた場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

第65条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「違反したとき」の次に「又は第70条第3項若しくは第4項若しくは第80条第3項若しくは第4項の第1回目の加入者負担共済掛金の納期限までに当該共済掛金が納付されなかったとき」を加え、「家畜共済の」を削る。

第68条第1項中「金額）」の次に「(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額)」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第76条第2項中「基準共済掛金率」を「共済掛金率」に改める。

第82条中「乗じて得た金額」の次に「(1年に満たない共済掛金期間にあつては、当該金額に施行規則第3条第3項第2号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額)」を加える。

第84条第1項を次のように改める。

疾病傷害共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

第84条第2項中「基準共済掛金率」を「共済掛金率」に改める。

第87条第6号中「第20条第1項第5号」を「第20条第1項第4号」に、「農

作物につき栽培を行うことを目的とする」を「者のみが構成員となっている」に改める。

第94条の見出し中「選択」の次に「方法」を加える。

第95条第1項中「相当する金額」の次に「(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額)」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第98条第2項中「基準共済掛金率」を「共済掛金率」に改める。

第103条第1項第4号中「第90条第1項第2号から第5号までに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

ア 共済目的の種類

イ 第90条第1項第3号及び第4号に掲げる事項

第109条第2項各号列記以外の部分中「園芸施設共済の共済関係は、前項の規定にかかわらず」を「前項の規定による申込みは」に、「を園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって成立」を「について」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、次条第1項の園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

第112条中「第109条第2項各号」を「第109条第2項第1号から第4号まで」に改める。

第120条第2項中「基準共済掛金率」を「共済掛金率」に改める。

第123条第3項第2号中「特定園芸施設撤去費用額に係る当該」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年1月1日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係について、市が家畜共済加入者との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、第55条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。ただし、包括共済関係区分に属

する家畜（群単位肉豚を除く。）であって、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

- 3 前項の共済関係に係る共済掛金の支払（分割支払をする場合にあつては、第1回目の支払）は、前項の特定の日から2週間以内にしなければならない。この場合において、第65条第2項の規定を準用する。